議事要旨

令和元年度 第2回熊本県交通渋滞対策協議会

開催日時・場所:書面開催

下記について、熊本県交通渋滞対策協議会構成員において、書面にて承認された。

記

1. 審議事項

熊本県交通渋滞対策協議会規約改正について 官民連携による検討体制を整えるため、以下のとおり構成員を変更・追加する。

【変更】

現在

・九州産交バス (株) 運行本部長 → 一般社団法人熊本県バス協会 専務理事

変更

【追加】

- ・公益社団法人 熊本県トラック協会 専務理事
- ・一般社団法人 熊本県タクシー協会 専務理事

2. 資料

熊本県交通渋滞対策協議会規約(案)

以上

熊本県交通渋滞対策協議会規約 (案)

(名 称)

第1条 本会の名称は「熊本県交通渋滞対策協議会」(以下「本会」という。) と称する。

(目 的)

第2条 本会は熊本県における交通渋滞状況を把握し、渋滞解消を図るべく、 総合的な渋滞対策を実施することを目的とする。

(組 織)

- 第3条 1. 本会は交通渋滞対策の整備に係わる関係機関をもって組織する。
 - 2. エリアワーキングは、必要に応じて設置できるものとする。
 - 3. 本会にオブザーバーを置くことができるものとする。
 - 4. 本会の構成は別表-1のとおりとする。会長が必要と認めるときは構 成員以外の関係者の出席を求めることができるものとする。

(本 会)

- 第4条 1. 本会は次に掲げる事務を所掌するものとする。
 - (1) 渋滞対策の効果が十分発揮できるような整備方針の調整
 - (2) 事業の実施時期の調整
 - (3) 各機関との事業調整
 - 2. 会長は九州地方整備局熊本河川国道事務所長があたる。 ただし、会長に事故等があるときは、副会長の熊本県土木部道 路都市局道路整備課長がその職務を代行する。
 - 3. 会長は協議会を召集し、その運営をつかさどる。

(エリアワーキング)

- 第5条 1. エリアワーキングは、必要に応じて本規約第4条第1項に関する 事項について連絡調整を行う。
 - 2. エリアワーキングの座長は、九州地方整備局熊本河川国道事務所技術副所長があたる。ただし、座長が出席できない場合は、あらかじめ座長の指名した者がその職務を代行する。エリアワーキングの構成は別表-2のとおりとする。
 - 3. 座長が必要と認めるときは、構成員以外の関係者の出席を求めることができるものとする。

(事務局)

第6条 事務局は、九州地方整備局熊本河川国道事務所調査第二課、交通対策 課及び熊本県土木部道路都市局道路整備課、熊本市都市建設局土木部 道路整備課内に置く。 (雑 則)

第7条 この規約に定めるものの他、本会の運営に必要な事項は会長が定める。

附 則 この規約は、平成5年9月2日より施行する。

熊本県交通渋滞対策協議会規約一部改正を平成15年9月17日より 施行する。

熊本県交通渋滞対策協議会規約一部改正を平成20年12月25日より 施行する。

熊本県交通渋滞対策協議会規約一部改正を平成24年7月3日より施 行する。

熊本県交通渋滞対策協議会規約一部改正を平成29年7月26日より 施行する。

熊本県交通渋滞対策協議会規約一部改正を令和元年7月18日より 施行する。

熊本県交通渋滞対策協議会規約一部改正を令和元年11月26日より施行する。

熊本県交通渋滞対策協議会名簿

| | 所 属 | 役 職 |
|---|-------------------------------|-----------------------|
| 0 | 九州地方整備局 熊本河川国道事務所 | 事務所長 |
| | 九州地方整備局 八代河川国道事務所 | 事務所長 |
| | 九州地方整備局 道路部道路計画第一課 | 課長 |
| | 九州運輸局 熊本運輸支局 | 首席運輸企画専門官 (企画調整担当) |
| | 熊本県警察本部 | 交通規制課長 |
| 0 | 熊本県土木部道路都市局 | 道路整備課長 |
| | 熊本県土木部道路都市局 | 道路保全課長 |
| | 熊本県土木部道路都市局 | 都市計画課長 |
| | 熊本市都市建設局 都市政策部 | 部長 |
| | 熊本市都市建設局 土木部 | 部長 |
| | 一般社団法人 熊本県バス協会 | 専務理事 |
| | 九州産交バス(株) | 運行本部長 |
| | 公益社団法人 熊本県トラック協会 | 専務理事 |
| | 一般社団法人 熊本県タクシー協会 | 専務理事 |
| | 西日本高速道路(株)九州支社総務企画部企画調整課 | 課長 |
| | 西日本高速道路(株)九州支社熊本高速道路事務所 | 所長 |
| | 事務局 | |
| | 九州地方整備局 熊本河川国道事務所 調査第二課,交通対策課 | |
| | 熊本県土木部道路都市局 道路整備課 | |
| | 熊本市都市建設局土木部 道路整備課 | |

◎会長、O副会長

熊本都市圏エリアワーキング

| | 所属 | 役 職 |
|---|---------------------------|--------|
| 0 | 九州地方整備局 熊本河川国道事務所 | 副所長 |
| | 熊本県警察本部 交通規制課 | 課長補佐 |
| | 熊本県警察本部 交通規制課 | 課長補佐 |
| 0 | 熊本県土木部道路都市局 道路整備課 | 審議員 |
| | 熊本県土木部道路都市局 都市計画課 | 審議員 |
| | 熊本市都市建設局 都市政策部 | 都市政策課長 |
| | 熊本市都市建設局 都市政策部 | 交通政策課長 |
| | 熊本市都市建設局 土木部 | 道路整備課長 |
| | 西日本高速道路(株)九州支社熊本高速道路事務所 | 総括課長 |
| | 事務局 | |
| | 九州地方整備局 熊本河川国道事務所 調査第二課,交 | 通対策課 |
| | 熊本県土木部道路都市局 道路整備課 | |
| | 熊本市都市建設局土木部 道路整備課 | |

◎会長、O副会長